

議案第 2 4 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 1 5 日提出

岬町長 田 代 堯

1 当事者

原 告 岬町

共同被告 被告 1 兵庫県神戸市東灘区向洋町中九丁目 1
株式会社 A r k L E

被告 2

2 事件名

損害賠償請求事件

3 請求の趣旨

- (1) 共同被告に対し、金 2 5 , 1 8 3 , 4 5 7 円の支払いを求める。
- (2) 共同被告に対し、遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 共同被告に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果、必要と認めた場合は、上訴するものとする。
- (3) 訴訟提起時又は訴訟遂行中において、被告 1 の解散、清算手続きの開始その他の理由により代表者に変更が生じた場合は、変更後の代表者（清算人等）を被告代表者として訴訟を進行する。

提案理由

被告 1 は、本町と締結した事業契約並びに変更後の公園計画及び事業日程に基づき本事業の目的を達成する義務と責任があるにもかかわらず、(仮称) 新たなみさき公園整備運営等事業事業契約（以下「事業契約」という。）の目的を達成することができないことが合理的に判断できる状況を招き、この状況が事業

契約第49条第10号及び第50条第1項に定める契約解除規定に該当することから、本町が事業契約を解除しました。

また、被告2は、被告1の代表取締役として事業契約等に従い業務執行し、事業契約の目的を達成する義務と責任を負っているにもかかわらず、合理的な理由なく本事業に係る業務を停止させる判断を行うなど、本事業を円滑に推進する目的で設立された被告1の代表取締役として必要な任務を果たさないなどの重大な過失が存することが明らかです。

本町は、今般の事業契約を解除する要因は、被告1の事業契約に規定する解除条項に該当する状況を招いたこと、及び被告2の会社法（平成17年法律第86号）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する重大な過失ある行為にあると判断し、この契約解除により本町が被った損害の支払いを被告1及び被告2に対して請求する訴えを提起したく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 訴えの提起に至った経過

令和4年3月24日、岬町（以下「本町」という。）は、カレイドグループ（代表企業：カレイドジャパン株式会社）を「（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業」（以下「本事業」という。）の優先交渉権者に決定した。

その後、本町は令和4年6月24日に同グループと基本協定書を締結し、同年9月28日には本事業の特別目的会社である株式会社A r k L E（以下「被告1」という。）と「（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業事業契約」（以下「事業契約」という。）を締結した。

その後の主な経過は、次のとおりである。

令和6年 1月 令和5年4月から、被告1は公園計画の変更及び事業日程の変更に関する協議の要請を行い、この協議の結果、本町は、被告1の変更申請内容どおり変更承諾した。

令和6年 6月 本町は、町長と被告1代表取締役（以下「被告2」という。）による本事業の今後の円滑な推進に必要な意見交換会（以下「トップ会談」という。）を開催する必要性を踏まえ、本事業に係るトップ会談開催を被告1に依頼した。

令和7年 4月 トップ会談において、町長は変更後の公園計画に係る基本設計業務、事業日程及び資金調達計画等に関する資料（以下「諸課題に関する資料」という。）の早期提出及び説明を求めた。しかし、被告2から合理的な理由なく変更後の公園計画に係る業務執行を約1年間停止した旨の発言があった。

令和7年 7月 被告1から提出された「みさき公園開発における土木設計業務の諸課題解決に対する要望書」に対し、本町は、諸課題に関する資料の提出を前提条件としたうえで、関係技術者を含めた新たな協議体により要望事項を協議する方針を被告1に伝えた。

令和7年 9月 本町は、被告1に対し改めて諸課題に関する資料の提出を求めた。また、新たな協議体による協議に必要とする「設計業務責任者の選定及び同責任者の承諾手続」を速やかに実施することを求めたが、被告1は手続を履行しなかった。

こうした状況から、本町は、「（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業に関する貴社から本町に対する要望書及び同要望書に対する今後の協議方針」を被告1に対して送付した。

令和7年10月 本町は、再度「諸課題に関する資料」の提出を求めするため、被告1に対し、「（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業に係る今後の協議方針について（再通知）」を送付した。

令和7年11月 本町は、本町が求める諸課題に関する資料の提出を繰り返し求めているにもかかわらず履行されないことから、被告1に対し「(仮称)新たなみさき公園整備運営等事業契約に基づく解除権の行使について(予告通知)」を送付した。この解除権行使の予告通知に対して、被告2から回答文書が送付されるも、諸課題に関する資料の提出に関する意向については記載がなかった。

令和7年12月 被告1より解除権行使の予告通知に対する正式な返答書が提出されたが、諸課題に関する資料の提出はなく、また、同返答書には、変更後の公園計画を再度変更したい旨の記載があったが、検討に必要な再度変更する計画内容及び資料が示されなかった。

令和8年1月 本町は、被告1が再三の請求にもかかわらず「諸課題に関する資料」を提出しないことは、本事業に必要な業務執行を行っていないことが明白であると推察され、本事業の目的を達成できないことが確実であると判断できることから事業契約第49条第10号に該当すると判断した。

また、被告1は、変更後の事業日程に基づき建設業務に着手すべきであるが、未着手の状況が明白であり、この状況では令和9年中に第1期エリアを開園させ、かつ客観的に完成確認をする見込みがないと本町が合理的に判断できることから、事業契約第50条第1項に該当すると判断し、「(仮称)新たなみさき公園整備運営等事業の解除方針の決定について(通知)」を被告1に対して通知した。

令和8年2月 本町は、解除方針決定通知に記載する被告1に対して求めた履行期限の経過を確認したうえ、被告1に対して「(仮称)新たなみさき公園整備運営等事業事業契約の解除及び指定管理者の指定の取消しについて(通知)」を送付し、本事業契約を解除した。併せて、みさき公園を管理運営する指定管理者の指定を取り消した。

2 請求の理由

被告1は、令和4年9月に本町と事業契約を締結した。その後、被告1から公園計画及び事業日程の変更承諾申請があり、本町は、令和6年1月に被告1からの変更申請内容どおり承諾し、被告1は、この事業契約及び変更後の公園計画並びに事業日程に従って本事業を適切に執行する義務と責任を負っている。

本町は、本事業に係る被告1の執行状況を確認するための資料として、諸課題に関する資料の提出を求めたが、被告1は応じなかった。

その後も被告1は、本町の要求に応じないなどの事業契約等に違反する状況が続いたことから、本町は、事業契約の目的とする「事業契約及び公園計画等

に定める時期までに開園させ本町の賑わいの拠点等とする」ことが達成できないと合理的に判断したことから、事業契約第49条第10号及び第50条第1項の規定に基づき、令和8年2月1日をもって事業契約を解除したうえ、事業契約第50条第2項の規定に基づき、この契約解除により本町が被った損害を賠償することを請求する。

また、被告2は、被告1の代表取締役として、事業契約及び変更後の公園計画等に従って公園事業整備に係る業務を適正に執行のうえ、変更後の事業日程どおり新たなみさき公園を開園させ、本公園をまちの賑わいの拠点とするなどの事業契約の目的を達成する義務と責任を負っている。

しかし、被告2は、被告1の代表取締役として重大な義務と責任を負っているにもかかわらず、令和7年4月に開催された町長とのトップ会談において、被告2は、本町が求める諸課題に関する資料の提出には応じず、独自の理由を主張しながら、本事業に係る業務執行を約1年間停止させたことを明らかにした。

また、このトップ会談後も本町が求める諸課題に関する資料の提出に応じない状態を続けた背景には、本町が要求する本事業に係る基本設計業務などの再着手についても適切な指示を行っていないことが要因であると推察できる。

被告2は、被告1の代表取締役として本事業の目的を達成する義務と責任を果たさず、合理的な理由なく本事業を停止させるなどにより事業契約の目的を達成できなくなったなど代表取締役として必要な任務を果たさないなど重大な過失が存することが明らかであることから、本町は会社法第429条第1項又は資産の流動化に関する法律第95条第1項の規定に基づき、被告1と同様にこの契約の解除により本町が被った損害を賠償することを請求する。

3 関係条項

(1) 事業契約書第49条及び第50条

(事業者の債務不履行等による契約の解除)

第49条 次の各号の一に該当する場合、町は、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) モニタリング計画に定める契約解除事由に該当するとき。
- (3) 事業者に対する指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理期間満了時において再度の指定がなされないとき。
- (4) 本件施設の全部又は一部の設置管理許可が取り消され、又は更新されない場合で、本契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したとき。
- (5) 事業者が自らの破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立を決議し

たとき。

- (6) 事業者につき破産、特別清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (7) 事業者が本契約等に定める報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
- (8) 事業者が重大な法令等の違反をしたとき。
- (9) 本事業における選定手続に関し、事業者又は構成企業が基本協定第9条第1項第1号から第11号までのいずれかの事由に該当するとき。
- (10) 前9号に規定する場合のほか、事業者が本契約等の重大な条項に違反し、客観的にその違反により本契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したとき。

(本件施設の完成前の契約の解除)

第50条 本件施設の完成前において次の各号の一に該当する場合、町は、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

- (1) 建設期間の初日を過ぎても事業者が建設業務に着手せず、町が相当の期間を定めて催告しても事業者から町が満足すべき合理的な説明がないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により建設期間の末日までに本件施設が完成しないとき、又は、同日経過後相当の期間内に工事を完成させ、かつ客観的に完成確認をする見込みがないと町が合理的に判断したとき。
- 2 前条又は前項により本契約が終了した場合、事業者は、町に対して、本契約の解除により町の被った損害を賠償しなければならない。
 - 3 本件施設の完成前に、前条又は第1項により本契約が終了した場合、町は、事業者に対し、当該施設(既存施設を除く。)の出来形部分を撤去したうえで、事業実施場所及び既存施設を事業者の責任及び費用負担においてその引渡日における原状に回復すること、又は当該施設の出来形部分若しくは既存施設に設置された動産を無償で町に譲渡することのいずれかを請求することができる。当該出来形部分又は当該動産について町が無償で譲渡するよう事業者に通知した場合には、当該通知の到達をもって当該出来形部分又は当該動産の所有権は町に移転したものとみなされるものとする。
 - 4 前項において町が事業実施場所又は既存施設の原状回復を求めた場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、町は事業者に代わり出来形部分を撤去したうえで事業実施場所又は既存施設を原状回復することができ、これに要した費用を事業者に請求できるものとする。
 - 5 事業者が第3項(他の規定により同項が準用される場合を含む。)による出来形部分の無償譲渡(設置される動産の無償譲渡を含む。以下、本項において同じ。)を行った場合、本契約の解除により被った町の損害の額が、譲渡を受ける当該出来形部分の整備費用を超過する場合は、町は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

(2) 会社法第429条

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第429条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 取締役及び執行役 次に掲げる行為

イ 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ハ 虚偽の登記

ニ 虚偽の公告（第440条第3項に規定する措置を含む。）

(2) 会計参与 計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(3) 監査役、監査等委員及び監査委員 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(4) 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(3) 資産の流動化に関する法律

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第95条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

(1) 取締役 次に掲げる行為

イ 特定出資、優先出資若しくは特定社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該特定目的会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ハ 虚偽の登記

- ニ 虚偽の公告（第百四条第七項に規定する措置を含む。）
- (2) 会計参与 計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - (3) 監査役 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - (4) 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録